

都市計画法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和8年4月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業
京都市公共下水道

2 縦覧場所

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3
京都市上下水道局下水道部計画課

3 縦覧時間

年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）

（上下水道局下水道部計画課）